

# 連携中枢都市圏構想について

## 連携中枢都市圏の形成の推進

### 【施策概要】

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成
  - ※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された
- 市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法に規定する「連携協約」を活用
- 連携中枢都市圏に対する支援
  - ・現行の地方中枢拠点都市圏に対しては、中心都市等への交付税措置や補助事業採択における配慮等
  - ・現行の地方中枢拠点都市圏以外に対しては、対象都市(圏)を確定させた上で、支援を検討

### ○連携中枢都市圏の役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

○具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定

なお、現行の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
  - ②昼夜間人口比率おおむね1以上
- を満たす都市(●)を中心とする圏域  
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○は、三大都市圏



## 地方圏

### 連携中枢都市(圏)

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

※ 具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる  
なお、現行の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)は対象とする  
地方中枢拠点都市(圏)の要件: ①政令指定都市、新中核市(人口20万人以上)  
②昼夜間人口比率おおむね1以上  
⇒全国で61都市圏が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)

### ① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、連携中枢都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

### ② 高次の都市機能の集積・強化

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

### ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

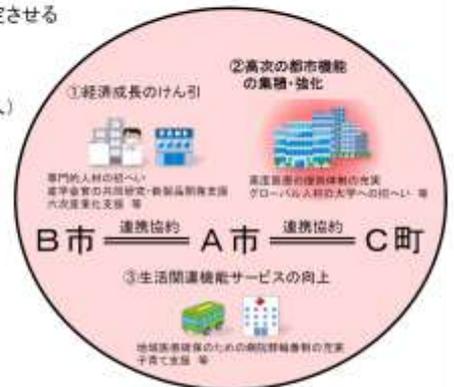
都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、連携中枢都市となる市に対して地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)。

今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、地方財政措置の詳細について具体化。

※ ③の役割については、連携中枢都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- 連携中枢都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。



## 連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

コンパクト化とネットワーク化により活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

### 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置

#### (1) 連携中枢都市の取組に対する財政措置

##### ①普通交付税

連携市町村も含めた圏域全体の住民のニーズに対応した、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置。

圏域全体のために連携中枢都市が実施する取組に係るものであることから圏域人口に応じて算定（圏域人口75万の場合、約2億円）。

##### ②特別交付税

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。

1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定。

#### (2) 連携市町村の取組に対する財政措置（特別交付税）

「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に対する財政措置。

1市町村当たり年間1,500万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定。

### 2. 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用などの取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置（圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。）。

### 3. 個別の施策分野における財政措置

#### (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（特別交付税）

病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置（圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金への特別交付税措置（80%、上限800万円）。）。

#### (2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充（特別交付税）

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対して遠隔医療システム運営に要する経費への特別交付税措置の拡充（80%）。

### 4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

連携中枢都市圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって連携中枢都市までの距離を算定することを可能とする。